

倫理委員会への問題事例提起の対応に関する申し合わせ

2004年3月5日制定

1. 倫理委員会宛てに問題事例の提起がなされたときは、委員長は関係者のプライバシーに配慮した上で委員会に報告する。
2. 委員長は問題事例の提起者個人のプライバシーに配慮した上で、問題事例が発生している組織へ提起された問題内容を連絡する。
3. 問題内容を連絡した組織から回答があった場合、委員長は関係者のプライバシーに配慮した上でその内容を委員会に報告する。
4. 委員会としては原則として回答内容の適否に関する審議は行わないが、特に必要と認めるときは提起された問題事例内容とその組織からの回答を倫理委員会ホームページに掲載する。
5. 本申し合わせの改正には委員の過半数の賛成を必要とする。